

【高齢者問題(成年後見等)】

1. 判断能力が亡くなった、または低下したため、成年後見人や保佐人をつける審判を申し立てたい場合

事件の労力・難易度		着手金(税別)	報酬金(税別)	備考
審判の申立	通常	20万円	0円	
	複雑	30万円～	協議	「複雑」とは、保有財産多数の事案、深刻な虐待事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
成年後見人・保佐人との折衝・交渉	通常	20万円	経済的利益の16%	
	複雑	30万円～	経済的利益の20%～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、深刻な虐待事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

2. 成年後見人や保佐人になってほしい場合

	財産管理額	報酬金目安	備考
成年後見人 保佐人 補助人	1000万円以下の場合	月額 2万円	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産管理額」とは、預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額です。 ・身上監護等の特別困難な事情があった場合には別途付加報酬が発生します。 ・報酬金額を決定するのは当事務所ではなく家庭裁判所です。
	1000万円～5000万円	月額 3～4万円	
	5000万円～	月額 5～6万円	

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 詳細は大阪家庭裁判所作成の「[成年後見人等の報酬額のめやす](#)」をご参照ください。

3. 判断能力が低下する前に、または亡くなる前に、備えておきたい場合

事件の労力・難易度		作成手数料(税別)	財産管理報酬金(税別)	備考
任意後見契約	通常	20万円	/	
	複雑	30万円～		「複雑」とは、保有財産多数の事案、深刻な虐待事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
財産管理契約	通常	20万円	6か月に1回の訪問 月額2万円 3か月に1回の訪問 月額3万円 1か月に1回の訪問 月額5万円	
	複雑	30万円～	但し、複雑な事案は別途料金が発生することがあります。	「複雑」とは、保有財産多数の事案、深刻な虐待事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
死後事務委任契約	通常	30万円～40万円	/	
	複雑	50万円～		「複雑」とは、保有財産多数の事案、葬儀や埋葬等に複雑な要望がある事案などを言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出張・出張の際には別途日当が発生します。